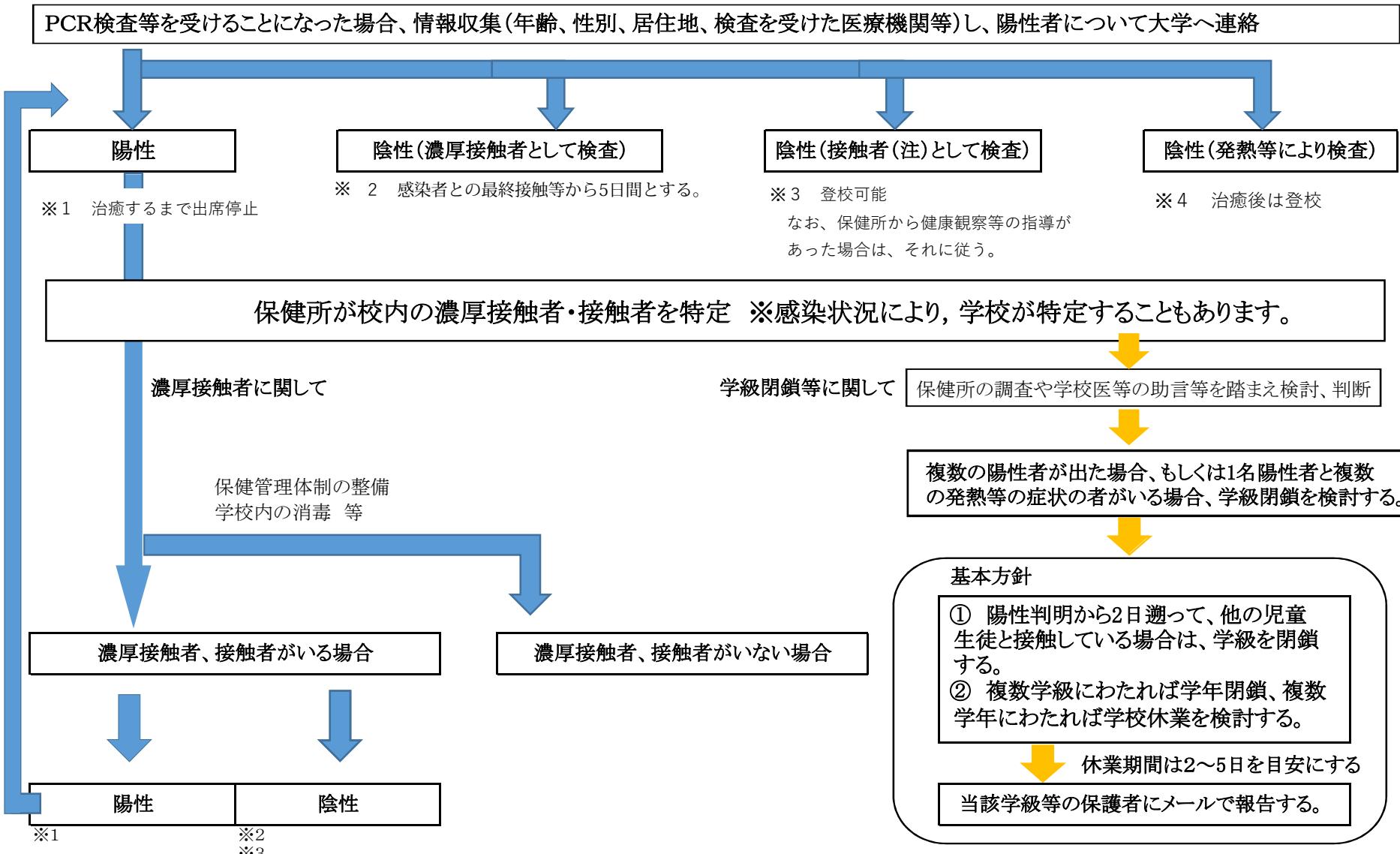


学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー

児童生徒・教職員等が



(注)接觸者とは、濃厚接觸者の定義には該当しないが、保健所に行政検査の対象に選定された者をいう。

○PCR検査等の結果や保健所の調査・指導については、大学に報告する。